

整 理
① ソフトウェア
② ソフトウェア

【設備の種類又は細目】について
 設備を取得するユーザが属する”設備の種類”を「減価償却資産の耐用年数表(別表第二)」の番号1～55に基づき記入してください。
 (例)自動車メーカーに納入
 ⇒輸送用機械器具製造業用設備

※本項目は、ユーザの事業種類に基づき、ユーザが決定するものです。どの”設備の種類”に該当するかは、ユーザにご確認の上記載ください。

中小企業等経営強化法の経営力向上計画

当該設備の概要	減価償却資産の種類	機械装置
	設備の種類又は細目	生産用機械器具製造業用設備
	設備の名称	マシニングセンタ
	設備型式	ABC-100
	本社名・事業所名	株式会社工作
	法人番号 ※法人のみ	99999999999999
	本社所在地	●●県●●市1丁目●●番地●●
	ユーザ一連絡先 (会社名、担当部署、電話番号)	株式会社工作 管理部 設備課 旋盤一郎 00-8888-9999

【本社名・事業所名】
 計画を申請する事業者の情報をご記入ください。
 記載に当たっては、登記上の法人名又は個人事業者氏名を必ず記載してください(屋号は不可)。

○上記設備を前提とした場合における該当要件への当否

該当要件	一定期間(注1)内に販売開始された製品であるか	①販売開始年度(西暦): 2015 年度(注2) ②取得(予定)日を含む年度: 2022 年度(注2) ②-① = 7 年	1. 該当	2. 非該当
	日工会様式3「該当チェックリスト」の”販売開始要件の確認”に記載されている年度をご記入ください。 注)エクセル版では②-①は自動計算されますが、ワード版では手入力していただく必要があります。	該当するか 日モデルが全く無い新製	1. 該当	2. 非該当
			1. 該当	2. 非該当

(注1) 建物附属設備: 14年、ソフトウェア: 5年とする。
 (注2) 年度とは、その年の1月1日から12月31日までの期間をいう。

代表者氏名は本証明書の記載内容に対し、責任を負える立場の方であれば、必ずしも社長名である必要はありません。

公印は今回フォーマットより不要となります。
 (工業会確認担保の為、工業会側では印鑑を押し、原紙)

当該設備が上記該当要件を満たすものであることを証明します。

西暦 2023 年 4 月 3 日

製造事業者等の名称 株式会社 日工会

製造事業者等の所在地 東京都**区*** *-*-*

代表者氏名 日工 太郎

担当者氏名 : 工作 太郎

所 属 : 営業業務部

担当者連絡先 (電話番号) : 03-****-****

〒105-0011
 東京都港区芝公園3-5-8

一般社団法人日本工作機械工業会
 会長 稲葉 善治 印

※経営強化税制の制度自体については、中小企業庁ホームページをご確認いただき、ご不明な点については、中小企業庁税制サポートセンター(03-6281-9821)もしくは所轄の税務署にお問い合わせください。
 中小企業庁ホームページ <https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/kougyoukai.html>

【経営力向上計画に係る認定申請書における「8. 経営力向上設備等の種類」の「所在地」】

(変 注 更 3 事 項)	変更前(都道府県名・市町村名)	変更後(都道府県名・市町村名)

(注3) 経営力向上計画の認定申請書の記載から変更が生じた場合、設備取得事業者が変更後の設備情報を記載。

[本証明書に関する注意事項]
 本証明書は、中小企業等経営強化法に基づく経営力向上設備等であって、中小企業経営強化税制の対象設備の要件のうち、生産性向上に係る要件(「一定期間内に販売」、「生産性向上」の要件)を満たしていることを証明するもので、税制措置の対象である設備であることを証明するものではありません。
 これら税制措置の適用を受けるためには、さらに、中小企業等経営強化法の経営力向上計画の認定を受けること、当該設備の価額が最低取得価額以上であること、適用期間中に取得すること等の要件を満たす必要があります。
 また、対象設備の種類は、同じ設備でも使用目的等によって異なる場合があります。設備の種類によっては制度の対象外となる場合や「一定期間内に販売」の要件(年数)が異なる場合がありますので、ご注意ください。詳細は中小企業庁のホームページをご参照ください。
 令和5年3月31日まで申請を行った先端設備等導入計画に添付する生産性向上要件証明書としても利用できます。詳細は中小企業庁のホームページをご確認ください。

税制措置の対象設備に関する留意事項
(中小企業庁から税制措置を利用する事業者の皆様へのお知らせ)

- ① 対象設備の種類によって要件が異なることにご注意ください。設備の種類は税務上の資産区分(「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」上の減価償却資産の種類(機械及び装置、器具及び備品、工具など))と同様とお考えください。
- ② 設備の種類については、会社の経理に確認し、税務上の適切な資産区分であることをご確認ください。なお、会社の経理で判断できない場合は、税理士や所轄の税務署に相談ください。
- ③ 同一の設備でも、機械装置と器具備品、器具備品と工具など、要件を満たさない可能性があります。
- ④ 医療保健業に該当するもの(銀行業等)は本税制の対象設備に該当しません。
- ⑤ 本証明書は、取得価額や耐用年数等が要件を満たさない場合があります。

ユーザへの注意喚起として
両面印刷で日工会様式1の裏面に
印刷することをお勧めします。

注)本ページが裏面に印されていない場合も
証明書の発行は行います。
また、本ページのみが印刷されたものが
当会に届いた場合は、返却は致しません
ので、ご了承ください。

<参考>税

設備	販売開始時期
機械装置	10年以内
工具	5年以内
器具備品	6年以内
建物附属設備	14年以内
ソフトウェア(※5)	収集機能及び分析・指示機能を有するもの 70万円以上 5年以内

- ※1 発電の用に供する設備にあつては、主として電気の販売を行うために取得等をするもの(経営力向上計画の実施時期のうちで発電した電気の販売を行う期間中の発電量のうち、販売を行うことが見込まれる電気の量が占める割合が2分の1を超える発電設備等)を除く。
- ※2 医療機器については、医療保健業を行う事業者が取得又は製作をするものを除く。
- ※3 医療保健業を行う事業者が取得又は製作をするものを除く。また、発電の用に供する設備にあつては、主として電気の販売を行うために取得等をするもの(経営力向上計画の実施時期のうちで発電した電気の販売を行う期間中の発電量のうち、販売を行うことが見込まれる電気の量が占める割合が2分の1を超える発電設備等)を除く。
- ※4 コインランドリー業又は暗号資産マイニング業(主要な事業であるものを除く。)の用に供する資産でその管理のおおむね全部を他の者に委託するものを除く。
- ※5 ソフトウェアについては、複写して販売するための原本、開発研究用のもの、サーバー用OSのうち一定のものなどは除きます。